

第5章 計画の推進体制

1. 計画推進の考え方

計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、町と社協が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

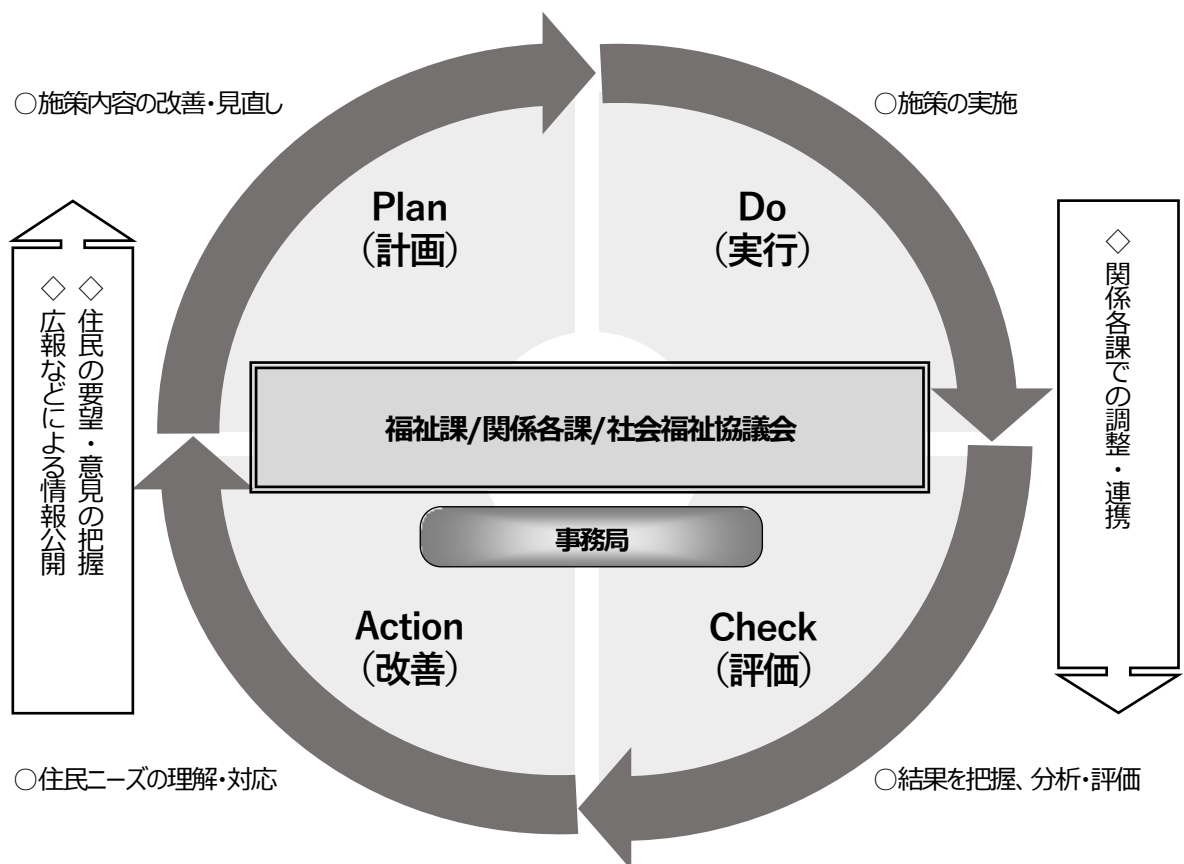
地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、住民活動、まちづくり等、多岐にわたり、町の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

2. 計画の進行管理

(1) 推進体制

庁内関係課及び社会福祉協議会において定期的に進捗状況の確認を行うとともに、計画の中間年を目安に、これまでの取組の進捗状況の評価や総括、新たな課題への対応方針などについて検討を行い、計画期間中に計画の大幅な変更が必要な場合には、計画の見直しについても協議していくこととします。

また、計画の最終年度には本計画の進捗について総合的な総括を行うとともに、計画の改訂に向けた検討を行います。



(2) 計画推進における留意点

① 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの住民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

② 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

3. 計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い住民の参画を得ながら、住民目線で計画の進捗を評価し、住民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

評価・点検に際しては進捗評価シート等を事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

<進捗評価シートのイメージ>

事業名	●●事業
担当課/関係課	●●課
事業の実施状況	1. 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業
事業の進捗評価	1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) 3. 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない)
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業に関わる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
今後の取り組み内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人に参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。